

○経済産業省告示第百七十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定める。

平成十六年五月十三日

経済産業大臣 中川 昭一

輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。

【最終改正】令和七年四月九日経済産業省告示第五十八号

一 ポリ塩化ビフェニル

二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）

三 ヘキサクロロベンゼン

四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロール一・四・四a・五・八・八a―ヘキサヒドロ―エキゾ―一

・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン）

五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四_a・五・六・七・八・八_a
―オクタヒドロ―エキゾ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名デイルドリン）

六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四_a・五・六・七・八・八_a
―オクタヒドロ―エンド―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名エンドリン）

七 一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT）

八 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三_a・四・七・七_a―ヘキサヒドロ―四
・七―メタノ―一H―インデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三_a・四・七・七_a―

テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又
はヘプタクロル）

九 ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ「二・二・一」ヘプタン（別名トキサフェ
ン）

十 ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇」デカン（別名マイレックス）

十一 二・二・二―トリクロロ―一―（二―クロロフェニル）―一―（四―クロロフェニル）エタノール

又は二・二・二―トリクロロー―一―ビス（四―クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）

十二 ヘキサクロロブター―一・三―ジエン

十三 ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名P F O S）又はその塩

十四 ペルフルオロ（オクタン―一―スルホニル）||フルオリド（別名P F O S F）

十五 ペンタクロロベンゼン

十六 r―一・c―二・t―三・c―四・t―五・t―六―ヘキサクロロシクロヘキサシ（別名アルファ

―ヘキサクロロシクロヘキサシ）

十七 r―一・t―二・c―三・t―四・c―五・t―六―ヘキサクロロシクロヘキサシ（別名ベータ―

ヘキサクロロシクロヘキサシ）

十八 r―一・c―二・t―三・c―四・c―五・t―六―ヘキサクロロシクロヘキサシ（別名ガンマ―

ヘキサクロロシクロヘキサシ）

十九 デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇」デカン―五―オン（別名クロルデコン）

二十　ヘキサブロモビフェニル

二十一　テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル）

二十二　ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）

二十三　ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）

二十四　ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）

二十五　六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロ―一・五・五_a・六・九・九_a―ヘキサヒドロ―六・九

―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピンⅡ三―オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエ
ピン）

二十六　ヘキサブロモシクロデカン

二十七　ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

二十八　ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四
十八パーセントを超えるものに限る。）

二十九　一・一、―オキシビス（二・三・四・五・六―ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェ

ニルエーテル)

三十 ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。)又はこれらの塩

三十一 ペルフルオロオクタン酸関連物質であつて次に掲げるもの

イ 一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロ―

八―ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル||ヨージド)

ロ 三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデ

カン――オール(別名八・二フルオロテロマーアルコール)

ハ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化

学物質を定める省令(令和六年厚生労働省、経済産業省、環境省令第四号)に規定するもの

三十二 ペルフルオロ(ヘキサ――スルホン酸)(別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカ
ンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。)又はこれらの塩

三十三 二―(二H―一・二・三―ベンゾトリアゾール―ニ―イル)―四・六―ジ―ターシャリーペンチ

ルフェノール（別名UV―三二八）

三十四 一・一・一―トリクロロー二・二―ビス（メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）

三十五 一・二・三・四・七・八・九・十・十三・十三・十四・十四―ドデカクロロー一・四・四 a・五

・六・六 a・七・十・十 a・十一・十二・十二 a―ドデカヒドロ一・四・七・十―ジメタノジベンゾ

「a・e」「八」アンヌレン（別名デクロランプラス）

三十六 水銀化合物であつて、次に掲げるもの

イ 塩化第一水銀（塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の九

十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ロ 酸化第二水銀（酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の九

十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ハ 硫酸第二水銀（硫酸第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の九

十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ニ 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物（硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合して

いる場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ホ 硫化水銀（辰（しん）砂に含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合（辰砂に含まれる場合を除く。）は、硫化水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）